



「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」

令和5年11月27日
滋賀県高齢化対策審議会
答

序章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

県の「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体化した高齢者施策に関する総合的な計画

2 計画期間 令和6年度～令和8年度の3年間

第1章 高齢者を取り巻く状況

(2020年 → 2025年 → 2040年)

人口推計	[15～64歳]	59.7%	→	59.2%	→	54.7%
	[65歳以上]	26.4%	→	27.5%	→	32.7%
	[75歳以上]	13.2%	→	16.0%	→	18.4%
高齢者世帯	[単身世帯]	9.4%	→	11.0%	→	14.8%
	[高齢夫婦世帯]	12.7%	→	12.6%	→	13.5%
要介護(要支援)認定者 ア 認定者数	[65歳以上]	65,315人	→	74,179人	→	94,740人
	[75歳以上]	58,420人	→	68,265人	→	88,229人
イ 認定率	[65歳以上]	17.6%	→	19.3%	→	22.3%
	[75歳以上]	31.7%	→	30.8%	→	37.3%

推計値は社人研による公表(2023年中)等を踏まえ修正予定

第2章 計画の目指すもの

1 基本理念

誰もが自分らしく幸せを感じられる「健康しが」の実現
～ 高齢期の暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進 ～

2 基本目標

地域包括ケアシステムの深化・充実による共生社会づくり

<大切にしたい視点>

- 自分らしく暮らしたいという本人の思いの尊重と実現
- 保健・医療・福祉が一体となって暮らしを支える「医療福祉」の推進
- 一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら暮らす社会の実現

目標達成に向け、重点的に取り組む事項

1 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・協働

介護人材や在宅医療に関わる専門職の確保・育成に取り組むとともに、地域における支え合い活動などを担うNPOやボランティアなどの育成を促進します。

2 地域の特性に応じた支援の充実

健康づくりや介護予防の観点から、住民やNPO、元気高齢者などの活動を促進し、多様な担い手の協働による地域の支え合いを図ります。また、自立支援・重度化防止に向けた市町の取組を支援し、市町のまちづくり・地域づくりの取組につなげます。

3 2040年を見据えた着実なサービス提供体制づくり

高齢化の進展や、地域医療構想の展開により見込まれるさらなる在宅医療や介護サービスの需要に対応しながら、必要な人に必要な医療・介護サービスを一体的に提供できる体制整備を図ります。

4 感染症への対応や自然災害時に対する備えへの支援

新型コロナウイルス感染症により顕在化した課題への対応に取り組むほか、感染症の流行などの非常時にあっても、住み慣れた場所で日常生活がとれる仕組みづくりを支援するとともに、自然災害への備えを進めます。

第3章 分野別施策

★は重点的取組、下線は変更項目

第1節 誰もがいきいきと活躍できる共生社会づくり／みんなで創る「健康しが」

(1) 高齢者一人ひとりの取組の推進

- ① 生きがいづくり・社会参加・就労支援・ボランティア活動 (老人クラブ、レイカディア大学等)
- ② 健康なひとづくり・介護予防とリハビリテーション (栄養・食生活、運動・身体活動等)

(2) 共生のまちづくり

- ① 地域での共生社会づくり (世代間交流、支え合いの仕組み、介護者本人やその家族等の生活の質の向上★)
- ② 健康なまちづくり
- ③ 地域づくりによる介護予防 (保健事業と介護予防等の一体的実施等)
- ④ 地域リハビリテーションの推進
- ⑤ 安全・安心な滋賀の実現 (移動支援、防災・減災★、感染症対策)

第2節 認知症の人や家族等が自分らしく暮らす地域づくり

(1) 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進★

(認知症サポーター、キャラバンメイトの養成等)

(2) 認知症の人と家族等を支える地域づくり

(3) 認知症の人の社会参加の促進 (雇用継続の支援、企業への普及啓発)

(4) 認知症の人を支える医療・介護の充実

(認知症疾患センターの充実・連携推進、医療・介護人材の資質向上)

(5) 認知症予防・早期発見のための体制の充実

第3節 暮らしを支える体制づくり

(1) 医療福祉・在宅看取りの推進

- ① 望む場所での日常療養支援体制の整備
- ② 病院から在宅療養の移行への切れ目のない入退院支援体制の構築
- ③ 急変時対応体制の整備
- ④ 望む場所で人生の最終段階のケアを受け、本人・家族が望む最期を迎えることができる体制整備
- ⑤ 感染症・災害発生時の対応体制の整備
- ⑥ 多職種・多機関連携をコーディネートする圏域・市町の拠点機能の充実

(2) 高齢者の暮らしを支える連携の仕組みづくり

- ① 地域包括支援センターの取組支援
- ② 地域ケア会議の取組の推進★

(3) 高齢者の権利擁護支援の推進

- ① 高齢者虐待等の防止の推進
- ② 権利擁護支援に係る体制整備等の推進★

第4節 2040年を支える介護職員等の確保・育成・定着の推進

(1) 確保

- ① 介護の仕事の魅力発信
- ② 外国人・元気高齢者・障害者など多様な人材の参入促進

(2) 育成

- ① 介護分野における滋賀の福祉人の育成
- ② 多様なニーズに対応できる介護職員の育成
- ③ 介護支援専門員の養成と資質の向上
- ④ 外国人介護人材の育成★
- ⑤ 研修の体系化

(3) 定着

- ① 新任、現任職員への定着支援
- ② 業務の負担軽減と質の高いケアを実現する介護現場の革新★
- ③ 労働環境の改善

第5節 2040年を見据えた着実なサービス提供体制の構築

《サービス量の見込みと施設の整備数》

- (1) 居宅サービス (訪問介護・訪問看護・通所介護・短期入所生活介護等)
- (2) 地域密着型サービス (小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護等)
- (3) 施設サービス (特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院等)
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 共生型サービス
- (6) 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅
- (7) その他のサービス (養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)
- (8) 高齢者が安心して暮らすことのできる住まいの確保
- (9) 感染症や災害に強いサービス基盤づくり (災害対策★)
- (10) 介護現場の安全性の確保・リスクマネジメントの推進

第6節 介護保険制度の安定的運営と市町支援

- (1) 介護給付適正化に向けての取組 (主要3事業を柱とした取組等)
- (2) 自立支援・重度化防止等に向けた市町 (保険者) 支援
- (3) サービスの質の確保と自立支援に向けた事業所の取組の推進 (事業所指導、研修等)
- (4) サービス選択を可能にする仕組みづくり (介護サービスの情報公表等)

第4章 計画の円滑な推進のために

《推進体制、県の役割、各主体の役割 (県民に期待される役割、地域・団体に期待される役割、市町の役割)》

県の役割

- ・暮らしを支える滋賀の「医療福祉」の推進という考えのもと市町の取組支援
- ・人材確保、広域サービス基盤の整備、広域での感染症や災害対応

市町の役割

- ・地域包括ケアの推進、地域におけるサービス基盤の整備、人材の確保、感染症や災害対応
- ・保険者として地域の課題を分析し、自立支援・重度化防止に向けた取組を推進

政策目標

- 健康寿命
(R3) 男性81.19歳
女性84.83歳
(R8) 健康寿命の延伸

- サービス利用環境
満足度
(R4) 医療74.5%
福祉54.3%
(R8) 満足度の向上

主な個別指標

- レイカディア大学卒業
生で地域活動実施者の
割合(卒業3年以内)
(R5) 88.1%
(R8) 95.0%

- 認知症相談医数
(R4) 427人
(R8) 510人

- 訪問診療を受けた
年間実患者数
(R4) 12,438人
(R8) ー, ー, ー人

- 介護職員数
(R4) ー, ー, ー人
(R8) ー, ー, ー人

国需給推計(1月頃)を踏まえ設定

- 特別養護老人
ホームの定員数
(R5) 7,850人
(R8) 7,944人

10月一次推計次点の数値

- セーフティネット住宅
の登録数
(R4) 11,405戸
(R8) ー, ー, ー戸

- 介護給付適正化のた
めの主要3事業すべ
てに取り組む市町数
(R5) 19市町
(R8) 19市町